公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和８年 11 月 24 日

世田谷区

本案件は令和９年度契約の準備行為であり、予算配当がない場合は契約できません。

1　事業・業務の概要

(1) 件名

「せたがや子ども Fun！Fan！ファンディング事業」運営業務委託

(2) 事業の趣旨・目的

本事業は、世田谷区子どもの権利条例（平成 13 年 12 月 10 日条例第 64 号）の趣旨に則り、一人ひとりが笑顔で自分らしくチャレンジできるまちを目指し、次のとおり取り組みを行うものである。

① 子どもたちが、地域の中で「やってみたい」企画を提案し、その実現に向けた過程で試行錯誤する経験を通じて、自身の声により、地域や社会に何らかの影響を与え、変化をもたらすことができるといった自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を育む。

② 子どもたちが、地域の中で企画を実現していく過程で、保護者や学校の教員以外の信頼できる地域の大人と出会う機会を創出する。

③ 子どもの保護者や地域の大人に、地域の見守りや世代を超えた関わりを体験してもらうとともに、その過程を広く発信することにより、子どもを「いまを生きる市民（主体者）」として捉え、その意見を聴きながら地域や社会をともに創るパートナーであるという意識の共有を図り、子どもの権利を主体とした地域づくりを行う。

(3) 事業の内容

次のとおり、補助対象団体による補助対象事業へ、活動費用に係る補助金の交付及び活動の支援等を行う（予定）。

＊詳細は、区ホームページ「せたがや子ども Fun！Fan！ファンディング」（ページ ID 11263、https://www.city.setagaya.lg.jp/02236/11263.html）、せたがや子ども Fun！Fan！ファンディングポータルサイト（https://www.setagayafff.com/）参照。

① 補助対象団体

世田谷区に在住又は在学・在勤の小学校 1 年生以上 18 歳未満（年度末までに 18 歳に達する者は可。）の子どもが 3 人以上おり、複数世帯で構成され、かつ子どもをサポートする 18 歳以上（高校生を除く。）の大人が 2 人以上いる団体（詳細は、せたがや子ども Fun！Fan！ファンディング補助金交付要綱の定めるところによる。）。

② 補助対象事業

子どものアイデアから生まれた、子どもたちが地域の中で「やってみたい」企画に、子どもが主体となって仲間や地域の人たちとともに区内で取り組む活動。

③ 補助金交付額

各団体上限 20 万円。

④ 補助対象団体数

15 団体。

⑤ 補助団体の審査方法

審査会において、応募団体がプレゼンテーション等を行い、それに対し子ども審査委員が中心となって審査を行う。

⑥ 活動報告会など

補助団体の発表等による活動報告会などを実施する。

（2）業務の内容

主な業務の内容は次のとおり。

① 広報等

② 相談対応等

③ 団体・子ども審査委員の応募受付、団体の審査の実施（4～6 月（予定））

④　補助団体への伴走支援等（6 月～2 月（予定））

⑤　他団体・地域との交流機会の創出

⑥　活動報告会の運営（3 月（予定））

⑦　実施結果の整理・分析等（3 月（予定））

(3) 履行期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで（予定）

＊契約は単年度ごとに締結する。ただし、各年度において本事業に係る予算配当があること、前年度の業務の履行状況が良好であること及び受託者に法令に反する事項など継続して業務を受託しがたい状況がないことを契約締結の条件とする。

2　プロポーザルに参加できる者の資格

次に掲げる要件を全て満たすこと。

(1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されているか、当該資格を取得するに足る同等の条件を満たす法人又は複数の法人から成る共同企業体であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。また、同条第 2 項による措置を現に受けていないこと。

(3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(4) 都道府県民税、市町村民税に滞納がないこと。

(5) 「「せたがや子ども Fun！Fan！ファンディング事業」運営業務委託事業者選定委員会」の委員（実施要領兼説明書 12(3)参照）が主宰、役員、顧問及び所属をしている事業者でないこと。

(6) 共同企業体の場合は、次に掲げる条件を満たすこと。

①　全ての構成法人が前記(1)～(5)の条件を満たすこと。

②　構成法人の総意によりあらかじめ代表法人を 1 法人選出し、代表法人が応募手続を行うこと。

③　参加表明時に代表法人及び他の構成法人それぞれの役割分担を明確にすること。

④　構成法人が、本件における他の参加者（他の共同企業体を構成する法人を含む。）を兼ねないこと。

⑤　参加表明後に代表法人及び構成法人を変更しないこと。ただし、区がやむをえないと認める場合を除く。

3　提案書の提出者を選定する基準

本件では、提案書の提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

4　提案書を特定するための評価基準（主な視点）

（1）実施方針等

実施方針と業務計画が、本事業の趣旨・目的や本事業の有する主な課題、本業務の内容に即しており、的確か。

（2）実施体制等

① 資力や財務状況の安定性等が十分に確保されているか。

② 人数や適切な役割分担、経験・資格を有する従事者等の人員体制、サポーター等に相応しい人材を十分に確保するとともに、サポーターへ網羅的かつ実践的な研修等を行うことが可能と評価できるか。

③ 緊急時の様々な状況下を含め適時迅速に報告や協議を行うことが可能な連絡体制を確保するとともに、団体から提出された書類等について受託者が精確に確認や補正等を行うことが可能と評価できるか。

④ 児童対象性暴力等の防止等のための措置を十分網羅的かつ実効的に講ずること、及び適正な個人情報の取扱いや十分な情報セキュリティの確保が可能と評価できるか。

（3）本業務への適性

① 子どもの権利や地域活動等に関する知見の蓄積、関連業務の実績、研鑽体制などが、本業務に適合的で、優れているか。

② 多様な経験・技能を有する人物・地域活動団体、関係機関、他の補助制度などの社会資源との連携性などが、本業務に適合的で、優れているか。

（4）広報等について

広報等に係る取り組みが、本事業の有する主な課題の解決に資するとともに、優れているか（本事業の存在や趣旨が多くの区民等に広まると評価できるか、多様な子どもたちが気軽に応募しやすくなると評価できるかなど。）。

(5) 相談対応・支援等、他団体・地域との交流機会の創出について

相談対応・支援等、他団体・地域との交流機会の創出に係る取り組みが、本事業の有する主な課題の解決に資するとともに、優れているか(多くの子どもたちがいつでも気軽に「やってみたい」企画に関する相談をしやすくなると評価できるか、多様な子どもたちからの相談に的確に対応が可能と評価できるか、補助団体への伴走支援の内容等、他団体・地域との間に創出する交流機会の内容等、補助団体に対し活動の終了に当たり翌年度以降を含むその後の活動の展開について的確に助言・支援を行うために工夫する事柄が優れているかなど。)。

(6) 団体・子ども審査委員の応募受付、団体の審査、活動報告会について

団体・子ども審査委員の応募受付、団体の審査、活動報告会に係る取り組みが、本事業の有する主な課題の解決に資するとともに、優れているか(多様な子どもたちが審査会や活動報告会に参加しやすくなると評価できるか、団体の審査の実施や活動報告会の運営に当たり子どもたちが主体的に参加しやすいよう工夫する事柄が優れているかなど)。

(7) その他、特に工夫する事柄、独自に取り組む事柄、強みなど

その他、特に工夫する事柄、独自に取り組む事柄、強みなどがある場合、その内容が、本業務に適合的で、優れているか。

(8) 見積金額の妥当性

業務に要する費用の内訳が分かる詳細な見積書が示されており、その内容が、本業務や提案書の内容に適合的で、説得的か。

5　手続等

(1) 担当部課

世田谷区子ども・若者部子ども・若者支援課事業担当　伊東・安友・大竹

所在地　　〒154-8504

東京都世田谷区世田谷４丁目 22 番 33 号　本庁舎西棟３階 307 窓口

電話　　03-5432-2585

開庁日時　土・日曜、祝・休日を除く午前８時 30 分～午後５時 15 分

(2) 実施要領兼説明書の交付期間及び方法

期間　令和８年11月24日(火)から令和８年12月８日(火)正午まで

方法　区ホームページ(ページID 37105、https://www.city.setagaya.lg.jp/02236/37105.html)
で閲覧のうえ、ダウンロード

(3) 参加表明書類の受領期限並びに提出先及び方法

①　受領期限

令和８年12月８日(火)正午(必着)

②　提出先

世田谷区子ども・若者部子ども・若者支援課事業担当

所在地　〒154-8504

東京都世田谷区世田谷４丁目22番33号　本庁舎西棟３階307窓口

③　提出方法

提出先へ持参又は郵送(書留、レターパック等の送達確認ができるものに限る。)

④　その他

＊参加表明書を提出した事業者へ、参加資格の確認後、その結果通知(兼招請通知)を送付する。

＊参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、参加辞退書に必要事項を記載し代表者印を押印の上、提出すること。

(4) 提案書の受領期限及び提出方法

①　受領期限

令和９年１月13日(水)正午(必着)

②　提出方法

招請通知に記載のウェブフォームへアップロードし送信

6　その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金　免除

(3) 契約書作成の要否　要

(4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を随意契約により締結する予定の有無　無

(5) 参加表明書類及び提案書等の用意や作成、プレゼンテーション等に要する費用、交通費、通信費など本件への参加に伴う一切の費用は、参加者の負担とする。

(6) 区は、郵送又は通信等の過程で生じた事故について、一切その責任を負わない。

(7) 提出期限以降における参加表明書類及び提案書の差替え又は再提出は認めない。ただし、区が必要と認める場合、追加書類の提出を求めることがある。

(8) 参加者は、参加表明書類、提案書等その他の提出書類について区から説明を求められた場合、これに応じなければならない。

(9) 参加者は、本件に関して区から受領した資料等を区の許可なく公表、転載、引用してはならず、本件への参加に伴い知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(10) 区は、本件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称及び提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。

(11) 参加表明書類、提案書等その他の提出書類は返却しない。

(12) 参加表明書類、提案書等その他の提出書類の著作権は参加者に帰属するが、区は、事業者の選定や情報開示など本件プロポーザルの実施等に当たり必要な場合、当該提出書類の内容を任意の方法により無償で利用することができる。この場合において、参加者は、区及び区が指定する第三者に対し著作者人格権を行使しない。

(13) 仕様書の詳細等は、区と契約の相手先となる候補者との随意契約に向けた交渉により決定する。

(14) 本件は契約の相手先となる候補者の選定を目的とするものであり、区は契約に当たり当該候補者の提案書の内容に拘束されない。